

平成29年度大任町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成29年4月1日

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 方針の適用範囲

この方針は、本町の全組織を対象とする。

3 調達の対象

障害者就労施設等（町内外は問わない）

4 調達の対象品目

本町が障害者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、本町が調達可能な物品、役務であれば対象とする。）

- （1） 物品（事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品）
- （2） 役務（印刷、クリーニング、清掃・施設管理、その他の役務）

5 調達目標額

本町が障害者就労施設等から調達する物品等の目標は、次のとおりとする。

調達目標額 30千円

6 調達の推進方法

- （1） 障害者就労施設等が供給できる物品及び役務等については、施設からの情報をもとに各課等に情報提供するものとする。
- （2） 各部署で、イベント・行事を行う際、障害者就労施設等からの物品等を積極的に利用するよう推進する。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、住民課社会福祉係とする。